

ページ	修正前	修正後	変更理由
3	<p>第1編 総論</p> <p>第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等</p> <p>5 用語の定義</p> <p>(計画関連)の表中</p> <p>用語「対策本部長」の用語欄</p> <p><u>(追加)</u> 対策本部長</p>	<p><u>事態</u>対策本部長</p>	<p>平和安全法制整備法の施行に伴う用語の修正</p> <p>以降「事態対策本部長」に統一</p>
3	<p>用語「対策本部長」の意義欄</p> <p>武力攻撃事態等 <u>(追加)</u> における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。)第11条の規定により内閣総理大臣をもって充てる <u>武力攻撃事態等対策本部</u>の長</p>	<p>武力攻撃事態等 <u>及び存立危機事態</u> における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。)第11条の規定により内閣総理大臣をもって充てる <u>事態対策本部</u>の長</p>	<p>平和安全法制整備法の施行に伴う用語の修正</p>
5	<p>(関係機関・施設関連)の表中</p> <p>用語「指定行政機関」の意義欄</p> <p>事態対処法第2条 <u>第4号</u> の規定により、政令で指定された国の機関</p> <p>内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省 <u>(追加)</u>、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省 <u>(追加)</u> の <u>29</u> 機関</p>	<p>事態対処法第2条 <u>第5号</u> の規定により、政令で指定された国の機関</p> <p>内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、<u>スポーツ庁</u>、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、<u>防衛装備庁</u> の <u>31</u> 機関</p>	<p>法の施行に伴う用語の修正</p> <p>施行令の定義に従って修正</p>
5	<p>(関係機関・施設関連)の表中</p> <p>用語「指定地方行政機関」の意義欄</p> <p>事態対処法第2条 <u>第5号</u> の規定により、政令で指定された国の地方機関</p> <p>沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農</p>	<p>事態対処法第2条 <u>第6号</u> の規定により、政令で指定された国の地方機関</p> <p>沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農</p>	<p>法の施行に伴う用語の修正</p> <p>施行令の定義に従って修正</p>

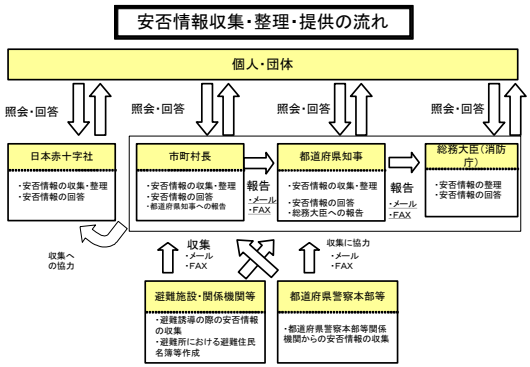
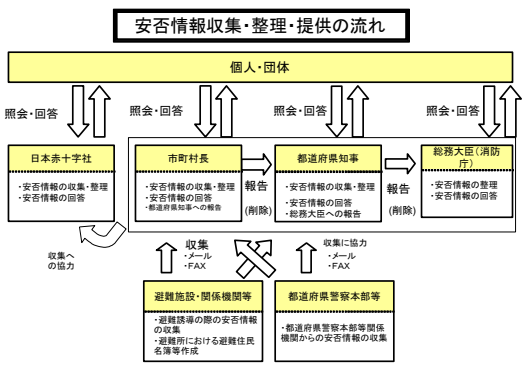
ページ	修正前	修正後	変更理由
	政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、 <u>原子力規制事務所</u> 、地方防衛局の <u>26</u> 機関	政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、 <u>(削除)</u> 、地方防衛局の <u>25</u> 機関	
5	(関係機関・施設関連) の表中 用語「指定公共機関」の意義欄 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法第2条第 <u>6号</u> の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定されている機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法第2条第 <u>7号</u> の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定されている機関	法の施行に伴う用語の修正
14	第4章 糸魚川市の地理的、社会的特徴 (2) 気候 過去 <u>10年間</u> の気象概況は次のとおりである。	(2) 気候 過去の気象概況は次のとおりである。 <u>時点修正</u>	文言整理 表の追加
15	(3) 人口・世帯数	(3) 人口・世帯数 <u>時点修正</u>	表の追加
35	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織、体制の整備等 第5 研修及び訓練 2 訓練 (1) 市における訓練の実施 市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。	市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。	H29.12.19 閣議決定 国の国民保護基本指針変更を反映

ページ	修正前	修正後	変更理由
	<p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、上越海上保安署、自衛隊等との連携を図る。</p>	<p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、上越海上保安署、自衛隊等との連携による、NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</p>	
37	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(3) 高齢者、障害者等要配慮者への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、要配慮者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プラン等を活用しつつ、避難対策を講じる。その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「要配慮者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>市は、避難住民の誘導に当たっては、要配慮者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿等を活用しつつ、避難対策を講じる。その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「要配慮者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p>※【避難行動要支援者名簿について】</p> <p>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。</p> <p>避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援</p>	用語の修正 説明の追加

ページ	修正前	修正後	変更理由
		<p><u>等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。</u></p> <p><u>また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。</u></p>	
39	<p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>市は、県が行う避難節の指定に際しては、<u>（追加）</u>必要な情報を提供するなど県に協力する。</p>	<p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、<u>施設の収容人数、構造、保有設備等</u>の必要な情報を提供するなど県に協力する。</p>	<p>県国民保護計画の変更</p>
40	<p>7 生活関連等施設の把握等</p> <p>（生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局）の表中 毒劇物 <u>（薬事法）</u></p>	<p>毒劇物 <u>（医療品医療機器等法）</u></p>	<p>法律名の変更</p>
53	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>2 市対策本部の組織及び分掌事務</p> <p>（5）現地調整所の設置</p> <p>市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減のため、現場における<u>関係機関（県、消防機関、県警察、上越海上保安署、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）</u>関係機関との情報共有及び活動調整を行うものとする。</p>	<p>市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減のため、現場における<u>現地関係機関（県、消防機関、県警察、上越海上保安庁、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、（又は現地関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）</u>関係機関との情報共有及び活動調整を行うものとする。</p>	<p>県国民保護計画の変更</p>

ページ	修正前	修正後	変更理由
57	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>1 国・県の対策本部との連携</p> <p>(1) 国・県の対策本部との連携</p> <p>市は、県の対策本部及び、県を通じ国の<u>対策本部</u>と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。</p>	<p>1 国の<u>事態対策本部及び</u>県の対策本部との連携</p> <p>(1) 国の<u>事態対策本部及び</u>県の対策本部との連携</p> <p>市は、県の対策本部及び、県を通じ国の<u>事態対策本部</u>と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。</p>	<p>平和安全法制整備法の施行に伴う用語の修正</p>
57	<p>(2) 国・県の現地対策本部との連携</p> <p>市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、<u>運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</u></p> <p><u>さらに、国の現地対策本部が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力を努める。</u></p>	<p>(2) 国・県の現地対策本部との連携</p> <p>市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、<u>国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力を努める。</u></p>	<p>県国民保護計画の変更</p>
62	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容の<u>伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</u></p>	<p>警報の内容は、<u>緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等を用いて、原則として以下の要領により情報を伝達する。</u></p>	<p>県国民保護計画の変更</p>
62	<p>(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう体</p>		<p>用語の修正</p>

ページ	修正前	修正後	変更理由
	<p>制を整備する。</p> <p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や<u>災害時要援護者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。</p>	<p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や<u>要配慮者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。</p>	
72	<p>弾道ミサイルによる攻撃の場合</p> <p>①弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難する事が基本である。</p> <p>(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>①弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難する事が基本である。</p> <p>(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。)</p> <p><u>※弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国(内閣官房、消防庁等)が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。</u></p>	<p>県国民保護計画の変更</p>
76	<p>第5章 救援</p> <p>4 医療救護活動</p> <p>(4) 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項</p> <p>核攻撃等、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して医療活動を実施する。</p> <p>①核攻撃の場合の医療活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料関係者からなる救護班による<u>緊急</u>被ばく医療活動の実施</li> <li>・内閣総理大臣により<u>緊急</u>被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施</li> </ul>	<p>①核攻撃の場合の医療活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料関係者からなる救護班による <u>(削除)</u> 被ばく医療活動の実施</li> <li>・内閣総理大臣により <u>(削除)</u> 被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施</li> </ul>	<p>県国民保護計画の変更</p>

ページ	修正前	修正後	変更理由
77	<p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>【図 安否情報収集・整理・提供の流れ】</p> 	<p>【図 安否情報収集・整理・提供の流れ】</p>  <p>※図中の市町村から県、県から総務大臣への報告方法について、「メール」と「FAX」を削除</p>	<p>県国民保護計画の変更</p>
78	<p>1 安否情報の収集</p> <p>(1) 安否情報の収集</p> <p>市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。</p> <p>安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。</p> <p>また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した報のほか、住民基本台帳、<u>外国人登録原票</u>等市が平素から行政事務の円滑な遂</p>	<p>市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う</p> <p>安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。</p> <p>また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、<u>(削除)</u>等市が平素から行政事務の円滑な遂行</p>	<p>県国民保護計画の変更</p>

ページ	修正前	修正後	変更理由
	<p>行のために保有する情報等を活用して行う。</p>	<p>のために保有する情報等を活用して行う。</p>	
78	<p>3 安否情報の照会に対する回答</p> <p>②住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。その際、本人確認を行うため、照会者に対し本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、<u>外国人登録証明書</u>、住基カード（<u>追加</u>）等）を提出又は提示させる。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。</p>	<p>②住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。その際、本人確認を行うため、照会者に対し本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、<u>残留カード</u>、住基カード、<u>マイナンバーカード</u>等）を提出又は提示させる。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。</p>	<p>県国民保護計画の変更</p>
93	<p>第9章 保険衛生の確保その他の措置</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>市は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針（<u>平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成</u>）」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>	<p>市は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針（<u>改訂版</u>）」（<u>平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成</u>）」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>	<p>時点修正</p>